

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

令和6年度

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

(障害者委託訓練)

企画提案公募要領

～昨年度公募内容から変更のあった箇所は赤字で示しています～

沖縄県商工労働部労働政策課

19 目次

20	1	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の目的	- 3 -
21	2	訓練開始までの流れについて	- 3 -
22	3	令和6年度訓練実施計画	- 3 -
23	4	訓練コースの概要	- 4 -
24	5	委託訓練実施に係る共通事項	- 6 -
25	6	訓練期間・時間について	- 6 -
26	7	訓練支援機器賃貸借費について	- 7 -
27	8	委託費の減額	- 9 -
28	9	委託先機関の業務	- 10 -
29	10	令和6年度の各種日程案は下記のとおり	- 10 -
30	11	説明会の開催、質問の受付	- 11 -
31	12	障害者委託訓練企画提案書一式の提出について	- 11 -
32	13	提出・問い合わせ先	- 12 -
33	14	委託訓練受託希望機関への通知等	- 12 -
34	15	契約保証金について	- 13 -
35	16	訓練生の選考に関する注意事項	- 13 -
36	17	労働者災害補償保険の特別加入について	- 13 -
37	18	訓練受講中の事故発生に備えた取扱い	- 13 -
38	19	再委託について	- 14 -
39	20	厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内	- 14 -

40

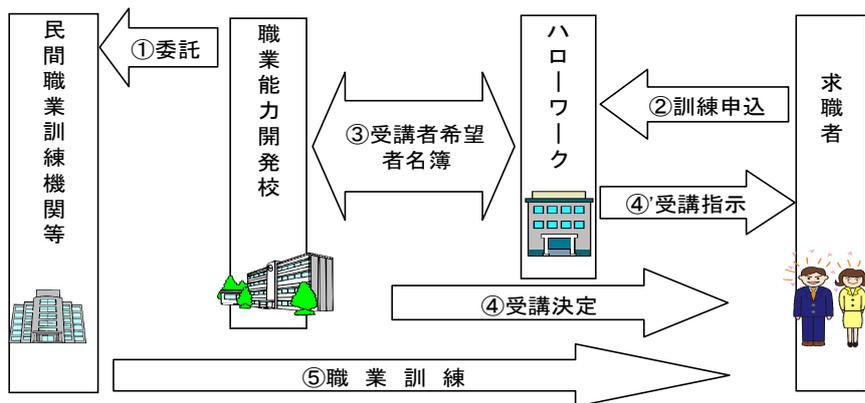
41 令和6年度障害者の多様なニーズに対応した委託訓練に係る企画提案公募について

42 1 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の目的

43 企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、  
 44 障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職又は雇用の  
 45 継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職の促進又は雇用の継続をサポート  
 46 トすることを目的としています。

47

48 2 訓練開始までの流れについて



49

50 3 令和6年度訓練実施計画

コース名	開講月	1コース定員	訓練期間(原則)	訓練内容
知識・技能習得訓練コース	R6.6月～R7.1月	15名以内	3か月 (6か月まで延長可)	就職に必要な知識・技能の習得を図るため、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース
障害者向けデュアルシステム訓練	R6.6月～R6.9月	5名以内	4か月	上記知識・技能習得訓練コースの座学等に職場実習を組み合わせたコース
実践能力習得訓練コース	R6.6月～R7.1月	5名以内	3か月 (4か月まで延長可)	就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース

51 ※本公募では委託先候補として選定するものであり、令和6年度の沖縄県予算の成立及び委託契約  
 52 をもって正式な決定となります。

53 ※上記訓練計画はあくまで目安であり、国の内示、県予算の成立状況等により変更になる可能性  
54 があります。

55 ※訓練は年度内で終了させること。

56 ※I コース定員は申請状況等により調整する可能性があります。

57

#### 58 4 訓練コースの概要

59 以下に記載する委託費については、委託先の請求により、訓練の行われた期間又は時間について、  
60 訓練終了後に支払いを行う。また、委託先機関が委託契約の内容又は委託契約に付した条件に違反し  
61 た場合には、当該委託先機関は県がすでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還することとする。

62

##### 63 (1) 知識・技能習得訓練コース（集合訓練）

64 訓練内容： 就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学及び実技による集合訓練を  
65 主とするコース。

66 ※訓練期間内に職場実習（1か月未満）を組み合わせることも可。実習先につ  
67 いては各々の委託先で開拓の上、事前に県の承認を得ることとします。また、  
68 職場実習の実施にあたっては実習先と再委託契約等を締結していただくこ  
69 とも、実習期間中の出席状況の把握、フォロー等も併せて行っていただき  
70 ます（訓練実施決定後、再委託契約書等の写しを提出していただきます）。

71 訓練定員： 2名～15名以内（なお、様式2に最小開講可能定員数を記載すること）

72 訓練期間： 原則3か月

73 ※内容により、6か月まで設定可。但し、3か月を超えるコース設定を行う場  
74 合は、その必要性について説明資料を添付すること。（別添様式参照）

75 委託費： 受講者1人1か月当たり上限60,000円（税抜）

76 就職支援経費：対象就職者1人当たり20,000円（税抜）

77 職場実習の推進費：受講生1人当たり10,000円（税抜） ※1か月未満

78

##### 79 ※対象就職者

80 就職支援経費の対象となる就職者は、以下のいずれかに該当する者としてします。

81 ① 就職のための中退の日又は訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（以下「対象期間  
82 内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた  
83 者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者であること。

84 ② 労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先に就業  
85 （就業予定は除く）した者であること。

86 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123  
87 号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）により雇用される者でないこ  
88 と。

89

90

91 (2) 知識・技能習得コース（障害者向けデュアルシステム訓練）

92 訓練内容： 座学等の集合訓練に加え、座学等で習得した知識・技能の応用、定着を図るた  
 93 めの職場実習を組み合わせて実施するコース。実習先については各々の委託先  
 94 で開拓の上、事前に県の承認を得ることとします。また、職場実習の実施にあ  
 95 たっては実習先と再委託契約等を締結していただくとともに、実習期間中の出  
 96 席状況の把握、フォロー等も併せて行っていただきます（訓練実施決定後、再  
 97 委託契約書等の写しを提出していただきます）。

98 訓練定員： 2～5名以内（なお、様式2に最小開講可能定員数を記載すること）

99 訓練期間： 原則4か月（座学等3か月＋職場実習1か月）

100 委託費： 【集合訓練】 受講者1人1か月当たり上限60,000円（税抜）

101 【職場実習】 受講者1人1か月当たり上限100,000円（税抜）

102 （※金額が変更になる可能性があります）

103 就職支援経費：就職者1人あたり20,000円（税抜）

104 ※就職支援経費の単価、対象となる就職者の取扱いについては、5(1)と同様とします。

105

106 (3) 実践能力習得訓練コース

107 訓練内容： 企業等を委託先とし、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が  
 108 実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心  
 109 に、指導担当者を配置して実践的な職業能力の習得を図るコース。

110 訓練定員： 1～5名以内（なお、様式2に最小開講可能定員数を記載すること）

111 訓練期間： 原則3か月（1か月延長可）

112 委託費： 委託先が中小企業※である場合は、受講者1人1か月当たり上限90,000円（税  
 113 抜）とし、それ以外については、受講者1人1か月当たり上限60,000円（税抜）。

114

115 ※中小企業の定義

116 中小企業の範囲は「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため  
 117 の雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇  
 118 用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令」に定める中小企業者で  
 119 あり、具体的には以下のとおりとします。（社会福祉法人やNPO法人についても下記に基  
 120 づく判断します。）

121

	資本金の額・ 出資の総額		常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下		900人以下
ソフトウェア業または情報処理サ ービス業	3億円以下		300人以下

	資本金の額・ 出資の総額		常時雇用する 労働者の数
旅館業	5,000 万円以下	または	200 人以下
その他の業種	3 億円以下		300 人以下

123

## 124 5 委託訓練実施に係る共通事項

125 (1) 委託訓練コースの設定にあたっては、障害者の職業能力の開発に資する職業訓練であっ  
126 て、障害者の態様及び地域の障害者雇用ニーズを勘案し、障害者の就職の促進を図るために  
127 必要な職業訓練と認められるコースの設定を行います。実務に即した訓練内容の他、基礎的  
128 なビジネスマナー、模擬面接、履歴書の書き方等についても指導していただくようお願いし  
129 ます。

130 ただし、訓練内容において、特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的  
131 とし、訓練実施上、身体接触が不可避なものについては安全面を考慮し、認めていませんの  
132 でご了承下さい。

133 (2) 委託先及び委託訓練コースの選定にあたっては、受託希望機関から提出された申請書類  
134 (カリキュラム、過去の実績、就職支援体制、事務処理体制の状況等)を踏まえ、沖縄県商  
135 工労働部にて選定を行います。

136 (3) 委託先機関は、訓練の実施に加え、受講者の訓練受講状況、職業能力習得状況、訓練修  
137 了後の就職状況の把握及び報告を行うものとし、適切な職業訓練が実施できる体制が確保さ  
138 れていることが必要です。

139 (4) 委託先機関は、沖縄県内に事務所及び訓練施設を設置し、訓練全般に係る責任者 1 名を  
140 訓練開設施設ごとに配置し、さらに訓練実施に伴う事務手続き等を適切に実施するため最低  
141 1 名以上の事務担当者を配置するとともに、事務所内に電話・ファックス・電子メールの整  
142 備を行い、連絡体制を確立してください。

143 (5) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援を行う福祉施設等が受託を希望  
144 する場合には、これら施設の本来の事業運営及び施設利用者に支障がないようにご留意下さ  
145 い。

146

## 147 6 訓練期間・時間について

148 (1) 訓練の開講時期は 6 月以降で設定してください。

149 (2) 訓練期間は原則 3 か月（デュアルシステム訓練については原則 4 か月）

150 ※知識・技能習得訓練コースは、内容により 6 か月まで設定可能とします。ただし、3 か月を  
151 超えるコース設定を行う場合は、その必要性について「(様式 9) 知識・技能習得訓練コース  
152 の訓練期間延長に係る理由書」を添付して下さい。

153 (3) 訓練時間は、1 か月当たり 100 時間（下限として、知識・技能習得訓練コースが 80 時  
154 間、実践能力習得訓練コースが 60 時間、デュアルシステム訓練は座学の月は 80 時間、職場  
155 実習の月は 60 時間）を標準に設定してください。知識・技能習得訓練コースについては、1

156 単位時間を 45 分以上 60 分未満とする場合は当該 1 単位時間を 1 時間と見なすことができま  
157 す。

158 (4) 各コースとも、訓練時間は 9:00～17:00 までの間に任意で設定すること。なお、  
159 原則として土、日、祝日、慰霊の日(6月23日)、その他訓練機関が定める休日は休みとし  
160 ます。

161 ※「その他訓練機関が定める休日」

162 イ お盆等に係る休校日 (3 日間のうち 1 日のみ)

163 ロ 年末年始に係る休校日

164 (12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日(1月1日は国民の祝日に  
165 該当))

166 ハ 創立記念日に係る休校日等

167 ニ その他県立職業能力開発校が認めた休校日

168 (ニの例: 専門学校等の本科生に係る入校式、修了式等の学校行事により委託訓練を行  
169 うことが困難な日)

170 (5) 訓練終了 1 か月前～訓練終了日までの期間内(ただし、訓練終了直前での誘導は避けて  
171 下さい)に、就職が決まっていない訓練生については、必ずハローワークへ誘導し、職業相  
172 談を受けさせること。(※訓練時間から除く扱いになります)

173 <誘導の流れ>

174 ○日別訓練計画表策定時に訓練終了 1 か月前～訓練終了日までの期間内(ただし、訓練終了  
175 直前での誘導は避けて下さい)にハローワークへの誘導日を設定(誘導日は午後半日)。

176 ※総訓練時間に影響がない程度に、複数日設定することも可。

177 ※訓練生が訓練を欠席又は遅刻せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

178 ○訓練修了 2 か月ほど前に、ハローワークから委託先に誘導日についての確認。

179 ※他の公的職業訓練(求職者支援訓練・機構の施設内訓練)との重複で変更となる場合が考  
180 えられる。その際は、ハローワークと調整のうえ誘導日を変更し、職業能力開発校へ速やか  
181 に変更届を提出すること。

182 ○誘導日の 2 週間前までに委託先から誘導予定者の名簿を該当ハローワークへ送付。

183 ※訓練生は原則登録したハローワークへ来所することとするが、遠距離等の事情がある場合  
184 は委託先近郊のハローワークへの来所でも可とする。

185 ○誘導日 3 日前までにハローワークから委託先へ誘導時間について連絡。

186 ○訓練生は設定されたハローワークへの誘導日に就職相談を行う。

187 (6) 職場実習についても原則として上記(1)～(5)を満たすよう設定してください、但し、実  
188 習先の状況により就業規則等に基づき、土、日、祝日等に訓練を行う場合は、事前に沖縄県  
189 立職業能力開発校に申請し、承認を受けてください。

190

## 191 7 訓練支援機器賃貸借費について

192 各コースに記載されている金額に加え、職業能力開発校との契約締結前までに協議を行い、訓  
193 練実施期間中に、障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェア(以下「障害者向け訓練

194 支援機器等」という。)を賃貸借契約及び使用許諾契約(以下「賃貸借契約等」という。)によ  
195 り用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合に、下記の通り支給。

196

197 (1) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支給額

198 障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等に要した経費は、訓練期間に見合った必要最低限  
199 の契約期間となる賃貸借契約等に係る実費(1訓練当たり税抜5万円を上限。)を支給する。  
200 ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は5  
201 万円までとする。

202

203 (2) 対象となる訓練支援機器等

204 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となる機器等は、障害を補うための職業訓練支援  
205 機器及びソフトウェアとする。なお、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるもの  
206 に限る。

207 ただし、次に掲げるものは、支給対象としない。

208 イ 自社製品を賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

209 ロ 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から賃借する障害者向け訓練支  
210 援機器等の費用

211 ハ 障害者雇用促進法第44条第1項に規定する子会社(以下「特例子会社」という。)が同  
212 項に規定する親会社、又は、同法第45条第1項に規定する関係会社から賃借する障害者  
213 向け訓練支援機器等の費用

214 ニ 特例子会社がその親会社又はその関係会社から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費  
215 用

216 ホ 特例子会社の親会社がその特例子会社又はその関係会社から賃借する障害者向け訓練支  
217 援機器等の費用

218 ヘ 特例子会社の関係会社がその親会社又は親会社の特例子会社から賃借する障害者向け訓  
219 練支援機器等の費用

220

221 (3) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支払い

222 委託先の請求により、訓練の行われた期間又は時間について、訓練終了後に支払いを行う。  
223 なお、実際に機器を使用した受講者がいない場合は支払われない。

224

225 (4) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となった機器等の制限及び減額

226 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となった機器等については、本事業以外の事業のため  
227 に使用しないこと。

228 ただし、(1)に規定する上限額を超える障害者向け訓練支援機器等を賃貸借契約等すること  
229 により、訓練期間以外の部分を委託先機関が負担している場合は、委託先機関が負担する部分  
230 に相当する期間を除き、本事業以外の事業のために使用しないこと。

231 なお、上記の委託先機関が負担する部分に相当する期間とは、障害者向け訓練支援機器等の

232 賃貸借契約等に係る実費から(1)で規定する上限額を減じた上で、障害者向け訓練支援機器等  
233 の賃貸借契約等に係る実費で除して割合を算出し、契約期間を乗じて算出された期間とする。  
234 また、訓練開始後、障害者向け訓練支援機器の貸与若しくは利用を中止した場合又は委託契  
235 約を解除した場合等あらかじめ委託契約書で定めた期日前に障害者向け訓練支援機器等の賃  
236 貸借契約等を解除等した場合は、障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等の解除等後の実費  
237 を基礎として、(1)に基づき算定すること。

238  
239 (5) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の返還  
240 委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託先機関は県  
241 がすでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還することとする。

242  
243 (6) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支給を希望する場合の作業の流れ  
244 障害者向け訓練支援機器を賃貸借契約等により使用する場合、様式2「委託訓練カリキュラ  
245 ム」の「障害者向け訓練支援機器」欄にその旨記載すること。なお、実際に訓練支援機器賃貸  
246 借費を支払うかどうかは契約締結時に判断し、申請コースが採択されたとしても確実に支払う  
247 わけではありません。また、使用見込みなしとしても契約締結までに協議が整えば当該費用を  
248 支払う可能性があります。

249 申請コースが採択された場合、委託先機関は、訓練開始前に職業能力開発校に「障害者向け  
250 訓練支援機器賃貸借費に係る訓練実施計画書」を賃貸借契約等に要する経費が確認できる書類  
251 (見積書又は契約書等)及び訓練期間に見合った必要最低限の契約期間であることが確認でき  
252 る書類(パンフレット等)とともに提出し、職業能力開発校と協議の上障害者向け訓練支援機  
253 器等の名称、製造会社・型番号及び障害特性等を契約書に定める。

254 訓練終了後、委託先機関は、職業能力開発校に「障害者向け訓練支援機器賃貸借費に係る実  
255 績明細書」(及び賃貸借契約等に要した経費が確認できる書類(契約書又は領収書等))を提出  
256 する。

257  
258 8 委託費の減額  
259 受講者が中途退所等により委託契約書で定めた期日前に訓練を終了した場合の委託費の算定  
260 は、次によるものとする。

261 イ 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して 8割以上である場合は、  
262 減額は行わない。

263 ロ 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、1  
264 人当たりの委託契約額を総訓練日数(計画日数)で除して委託日額(円未満切り捨て(税抜  
265 き))を算定し、訓練開始日から中途退所日までに訓練を行った日数(遅刻、早退等があっ  
266 た日も含む。)を乗じることによって算出された額により委託費を支払うこととする。

267 (例)知識・技能習得訓練コースの場合  
268 総訓練時間数 300 時間 (8割は、240 時間)  
269 ・中途退所日までに訓練を行った時間数 245 時間 → 減額なし

270 ・中途退所日までに訓練を行った時間数 200時間 → 減額あり  
 271 (総訓練日数 60 日、訓練を行った日 15 日の場合(3か月×60,000 円) / 60 日×15  
 272 日 = 45,000 円 (税抜き))

- 273  
 274 9 委託先機関の業務  
 275 カリキュラムに沿って実施する訓練業務以外の付帯業務  
 276 (1) 受講者の出欠席に伴う業務 (欠席、遅刻、早退届、添付証明書等)  
 277 (2) 訓練の指導記録の作成  
 278 (3) 受講証明書等に係る事務処理  
 279 (4) 受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出  
 280 (5) 受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理  
 281 (6) 受講者の中途退校に係る事務処理  
 282 (7) 月末における受講証明書のとりまとめ  
 283 (8) 災害発生時の連絡  
 284 (9) 訓練実施状況の把握及び報告  
 285 (10) 受講者の能力習得状況の把握及び報告  
 286 (11) 訓練修了時及び訓練修了後における受講者の就職決定・見込み状況の把握及び報告 (訓練  
 287 修了時点、1 か月後、3 か月後)  
 288 (12) 受講者募集案内の作成  
 289 (13) 受講者の訓練に係る生活指導 (例、体調不良による欠席、素行不良等のケア)  
 290 (14) その他沖縄県立職業能力開発校が必要と認める事項

291  
 292 ※ 県の障害者職業訓練コーディネーター及び障害者職業訓練コーチと連携し、効果的な訓練  
 293 の実施及び受講者の就職支援に努めること。

294  
 295 10 令和6年度の各種日程案は下記のとおり

令和6年度沖縄県委託訓練 募集業務日程表									
		6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	R7.1月開講
募集期間		R6.4.1(月)	R6.5.1(水)	R6.6.3(月)	R6.7.1(月)	R6.8.1(木)	R6.9.2(月)	R6.10.1(火)	R6.11.1(金)
		～ R6.4.24(水)	～ R6.5.27(月)	～ R6.6.25(火)	～ R6.7.25(木)	～ R6.8.23(金)	～ R6.9.25(水)	～ R6.10.25(金)	～ R6.11.25(月)
選考試験日		R6.5.9(木)	R6.6.6(木)	R6.7.5(金)	R6.8.6(火)	R6.9.4(水)	R6.10.7(月)	R6.11.7(木)	R6.12.5(木)
合格発表		R6.5.24(金)	R6.6.21(金)	R6.7.23(火)	R6.8.22(木)	R6.9.20(金)	R6.10.23(水)	R6.11.22(金)	R6.12.20(金)
知識・技能 実践能力	入校日(式)	R6.6.3(月)	R6.7.1(月)	R6.8.1(木)	R6.9.2(月)	R6.10.1(火)	R6.11.1(金)	R6.12.2(月)	R7.1.6(月)
	認定変更日	R6.6.3(月) 午後	R6.7.1(月) 午後	R6.8.1(木) 午後	R6.9.2(月) 午後	R6.10.1(火) 午後	R6.11.1(金) 午後	R6.12.2(月) 午後	R7.1.6(月) 午後
デュアル	入校日(式)	R6.6.3(月)	R6.7.1(月)	R6.8.1(木)	R6.9.2(月)	-	-	-	-
	認定変更日	R6.6.3(月) 午後	R6.7.1(月) 午後	R6.8.1(木) 午後	R6.9.2(月) 午後	-	-	-	-

296

297 11 説明会の開催、質問の受付

298 (1) 説明会について

299 令和6年度沖縄県委託訓練の企画提案公募に係る業務説明会を開催しますので参加を希  
300 望する機関は、下記の方法にて申し込みの上ご参加くださいますようお願いいたします。な  
301 お、説明会への参加は任意であり、参加状況が選定に影響を与えることはありません。また、  
302 説明会における質疑応答の内容については、後日HPに掲載します。

303

304 開催日時：令和5年11月15日(水) 16時～17時(15時30分受付開始)

305 開催場所：浦添職業能力開発校 管理棟 3階 視聴覚室(沖縄県浦添市大平531)

306 参加方法：参加申込様式を沖縄県労働政策課HPよりダウンロードし、必要事項をご記入の  
307 上、令和5年11月8日(水)までにメールにてご提出ください。

308 (沖縄県労働政策課能力開発班 金城あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp)

309 その他：・会場の都合上、参加者は1団体1名様までとします。

310 ・質問がある場合は、参加申込様式に記載してください。なお、当日は事前にいた  
311 だいた質問を優先して回答しますが、時間の都合上HP上での回答になることも  
312 ありますので、ご了承ください。

313 ・駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。(お  
314 車で来場される場合、当説明会の開始前に一般の委託訓練の説明会を行いますの  
315 で、駐車場が混み合うことが予想されます)

316 ・遠隔地の事業者様を対象に、同時にオンライン(Zoom)の説明会を実施します。  
317 オンラインでの参加を希望される方は、参加申込様式にその旨記載してください。  
318 なお、前日に接続テストを実施しますが、詳細は個別に連絡します。

319

320 (2) 質問の受付について

321 提案に係る質問については、メールにより受付し、回答は労働政策課のホームページに掲  
322 示します(電話での回答は一切受付・回答できませんのでご了承ください)

323 回答掲載日 1回目：令和5年11月20日(月)(質問受付期限：11月15日(水))

324 2回目：令和5年11月27日(月)(質問受付期限：11月22日(水))

325 3回目：令和5年12月4日(月)(質問受付期限：11月29日(水))

326 4回目：令和4年12月11日(月)(質問受付期限：12月6日(水))

327 ○質問の受付期間：令和5年11月15日(水)から令和5年12月6日(水)17:00

328 ○受付先：

329 沖縄県商工労働部労働政策課 能力開発班 担当：金城

330 労働政策課代表メールアドレス：[aa058009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa058009@pref.okinawa.lg.jp)

331

332 12 障害者委託訓練企画提案書一式の提出について

333 以上の事項について御理解いただき、次年度の訓練について受託を希望する機関については、  
334 別添の障害者委託訓練企画提案書一式に必要事項を記入のうえ、令和5年12月15日(金)

335 17:00 までに提出してください。

336 同一の受託希望機関が、同じ内容の訓練コースを複数提案する場合は、必ず訓練コース毎に関  
337 係資料一式を提出して下さい（関係資料一式揃わないものは受理いたしません。ただし、(別紙)  
338 開講希望月調査については1機関につき1部の提出で構いません。）。

339

340 提案書の様式は、沖縄県商工労働部労働政策課ホームページからダウンロードできます。

341

342 13 提出・問い合わせ先

343 (1)提出部数

344 ① Excel データ様式 1～10 及び添付資料（添付資料についてはチェック表掲載順に1つの  
345 PDF データにまとめてください）

346

347 (2)提出先

348 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 8 階）

349 沖縄県商工労働部労働政策課 能力開発班 担当 金城

350 労働政策課代表アドレス：[aa058009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa058009@pref.okinawa.lg.jp)

351

352 ※パスワード付きのデータはダウンロードが出来ませんので、そのまま送付下さい。

353 ※送付先の間違いにお気をつけ下さい。前年度からアドレスの変更はありません。

354 ※受領後 2 日以内（閉庁日除く）にこちらから受領確認メールを送付します。確認メール  
355 の送付をもって受付完了としますので、万が一提出したにもかかわらず確認メールが来な  
356 い場合、お手数ですがお電話にて担当までご連絡ください（沖縄県労働政策課能力開発班  
357 金城：098-866-2366）。確認メールを受領されていないにもかかわらず、当課へお電話  
358 をいただけずにそのまま選定業務が進んだ場合、申請書の受理ができないことがあります  
359 のでご注意ください。

360

361 14 委託訓練受託希望機関への通知等

362 委託訓練受託希望機関から提出された提案書については、沖縄県商工労働部内の選考委員会で  
363 審議のうえ、委託の可否を決定し、提案をいただいた全ての機関に対して、当初計画分の結果は  
364 2月下旬を目処に文書にて通知いたします。

365 なお、決定された訓練コースについても、時期や地域間のバランスなどを考慮し、効果的な訓  
366 練を実施するため、開始時期や定員、カリキュラム内容の変更等をお願いする場合があります。

367 選定後、委託先候補機関の都合により候補を辞退した場合は、次年度以降の選定でその点を考  
368 慮した選定を行う場合があります。

369 また、当初計画分の候補としては選定しないが、定員割れや閉講により追加訓練を実施する場  
370 合に繰り上げ選定する可能性があります。繰り上げ選定した場合は改めて通知を行い、職業能力  
371 開発校と開講月や定員等について協議を行います。なお、繰り上げ選定時点で訓練実施が難しく、  
372 辞退したとしても、そのことにより応募者が今後の選定において不利益を被ることはありません。

373 15 契約保証金について

374 契約締結時に委託費支払限度額の10%を乗じて得た額の契約保証金を納付してください。た  
375 だし、下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

376  
377 ①契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模  
378 をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来し  
379 た2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めら  
380 れるとき。

381 ②委託費支払限度額が50万円未満かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれが  
382 ないとき。

383

384 16 訓練生の選考に関する注意事項

385 委託先において訓練生の選考を行っていただきますが、面接の際に現在結婚・妊娠している  
386 か、今後の結婚・妊娠の可能性、新型コロナワクチン接種の有無など、適正・能力に関係の無い  
387 事項に関する質問をすることは、非常に不適切ですので控えてください。

388 また、集団面接試験時には、プライバシーに関すること等、他の受験者の前で発言しにくい場  
389 合は無理に返答する必要が無い旨を面接開始前に周知したり、文書（面接シート等）で回答を求  
390 めたりするなど、発言者（受験生）の個人情報が他の受験生に知られることがないように配慮し  
391 てください。

392

393 17 労働者災害補償保険の特別加入について

394 知識・技能習得訓練コース及び障害者向けデュアルシステム訓練における職場実習、実践能力  
395 習得訓練コースについては、災害が発生した場合に、それを補償するため訓練生について労働者  
396 災害補償保険法（昭和22年法律50号）第33条に定める労働者災害補償保険の特別加入の対  
397 象者とします。

398 特別加入の対象となる期間は、企業等での職場実習を実施する期間であり、講習や演習等の座  
399 学の期間は加入の対象とはなりません。

400 特別加入及びその後の関係事務は沖縄県労働政策課において行いますが、対象となる訓練生に  
401 対しては、実習期間中の特別加入について、沖縄県労働政策課において手続きを行う旨の説明を  
402 委託先より行い、承諾を得てください。

403 なお、保険料については国から沖縄県に対して交付される予算から支弁することとし、委託先  
404 や訓練生が負担するものではありません。

405

406 18 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

407 知識・技能習得訓練コース及び障害者向けデュアルシステム訓練における職場実習、実践能力  
408 習得訓練コースについては、実際の企業現場で訓練を実施することから、訓練中の事故等により  
409 受講者が負傷し、あるいは企業の設備や顧客に損害を与える事態に備え、受講者に対して、自身  
410 の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を勧奨すること。

411 19 再委託について

412 本事業においては、委託先が委託業務の全部を一括して第三者に再委託すること、委託業務を  
413 分割し、その全部を第三者に再委託すること、契約の主たる部分について再委託することを禁止  
414 します。

415 ただし、職場実習等を行うコースについては、あらかじめ職業能力開発校に再委託承認申請書  
416 を提出し、職業能力開発校の書面による承認を得た場合に限り、その部分のみ再委託することが  
417 できます。その場合において、委託先が本公募の参加者に業務の再委託を行うこと、再委託先が  
418 再委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することを禁止します。また、関係会社等  
419 との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止であり、相見積り徴収の上、最低価  
420 格を提示した者を選定すること。相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しな  
421 い等の場合には選定理由を明らかにした理由書を提出し、その合理性を示すこと。

422

423 20 厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内

424 都道府県から委託を受けた公共職業訓練を現在実施している訓練機関（法人）や今年度または  
425 前年度に公共職業訓練を実施したことのある訓練機関（法人）を対象に、公的職業訓練の運営や  
426 事務手続き等に関するご意見・ご要望をいただくための Web ページが厚生労働省により公開さ  
427 れています。詳細は、厚生労働省 Web ページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatu/hellotraining\\_iken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatu/hellotraining_iken.html)）をご確認ください。

429 なお、本公募に関する質問については、上記 Web ページではなく、11(2)記載の方法によ  
430 り受け付けますのでご注意ください。

431